

添付法令資料 3 :

化粧品製造及び流通の監督に関する2023年3月28日付
インドネシア共和国医薬品食品監督庁規則No. 12 (目次)
同日施行

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 監督の実施規則
 - 第1節 検査
 - 第1款 通則 (第2条及び第3条)
 - 第2款 施設に対する検査 (第4条ないし第6条)
 - 第3款 届出番号保有施設に対する検査 (第7条ないし第12条)
 - 第4款 流通施設に対する検査 (第13条及び第14条)
 - 第5款 化粧品の詰替施設に対する検査 (第15条ないし第17条)
 - 第6款 化粧品に対する検査 (第18条及び第19条)
 - 第2節 施設所有者の責任 (第20条ないし第22条)
 - 第3節 監督の実施 (第23条及び第24条)
- 第3章 行政処分 (第25条及び第26条)
- 第4章 終則 (第27条ないし第29条)